

教育事務所長
学校以外の教育機関の長

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会
教育長 高橋 嘉行

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和55年岩手県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第26条第3項</u> の規定に基づき、教育長の権限に属する事務を教育事務所長及び学校以外の教育機関の長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第25条第4項</u> の規定に基づき、教育長の権限に属する事務を教育事務所長及び学校以外の教育機関の長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この訓令による改正後の教育長の権限に属する事務の委任に関する規程第1条の規定は適用せず、この訓令による改正前の教育長の権限に属する事務の委任に関する規程第1条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とする。